

第二次感化法施行期(1908-1922年)における 家庭学校の生徒の動態

— 東京・北海道・小笠原・硫黄島 —

に い ひ と み
二 井 仁 美

学 校 教 育 講 座

(平成11年1月29日 受付)

第二次感化法施行期、家庭学校の教育は、東京(本校)ー北海道(農場)ー小笠原・硫黄島(委託)を繋いで展開した。その教育は、家庭学校教職員が「難物」とみなした生徒を労働力として小笠原に送致するという「排除」を不可分の構成要素とした。そして、小笠原への生徒送致は、懲治場が廃止された同時期において、「開放処遇」をうたう他の感化院においてもみられる事態であった。既往の感化教育史研究は、創立者の思想をあとづけるか、感化法制の改変を羅列するにとどまり、その叙述と検討はおおむね平板であった。多くの家庭学校史研究も、創立者留岡幸助の思想的検討の域を越えなかった。こうした研究状況に対して、筆者は、感化法制下における家庭学校の教育の実態を、生徒の動態という基礎的事実から把握することを試みた。

キーワード：第二次感化法、家庭学校、北海道、小笠原、近代日本感化教育史

I. はじめに

既往の感化教育史研究は、創立者の思想や感化法制の改変をあとづけることにとどまり、その叙述はおおむね平板であった。家庭学校史研究においても、創立者留岡幸助(1864-1934)の理念や思想的検討は多く¹⁾、筆者も家庭学校における感化教育の理念とその構想の歴史的意義を評価している²⁾。しかし、施設のあり方を左右する条件でもある感化法制度下における、家庭学校の教育の実態はほとんど検討の対象とされてこなかった。この状況は、資料の制約という問題だけではなく、研究の視角にも由来する。

そこで、筆者は、感化法制度下における家庭学校生徒の動態を把握することで、家庭学校の教育の実態に迫ることを研究課題とした。具体的には、感化法改正と代用感化院の指定を時期区分の基準とし、それぞれ第一次感化法施行期、第二次感化法施行期、第三次感化法施行期に分け、各期における家庭学校の生徒の動態について検討することにした。本稿では、前稿³⁾に引き続き、第二次感化法施行期における家庭学校生徒の入校後の動態を分析したい。

検討に先だって、第二次感化法制下の状況について概観しておく。14歳未満の者の行為を「罰セズ」とした刑法改正(1907年)に伴い、1908(明治41)年、第一次感化法(1900年制定)は改正された。それ以前の刑法(1880年制定)は、12歳未満で罪を犯した者、12歳以上16歳未満で弁別力なく罪を犯した者について「罪ヲ論セス」(不論罪)と定め、これらの者を「情状」により監獄の一つ、懲治場に留置していたが、懲治場の名は1908年制定の監獄法により監獄制度から消えた。このため、第二次感化法制下では、感化院は14歳

未満で刑法に触れる行為をした者の受け入れ先としても期待された⁴⁾。同時に、第二次感化法は、府県に感化院の設置義務を課し、その結果、府県による公立感化院設立と民間感化院の代用感化院認定が全国的に進んだ。

家庭学校が東京府代用感化院に指定されたのも、第二次感化法施行の翌1909（明治42）年4月であった。この時まで感化法による入校者が皆無であった家庭学校では、感化法による生徒を「厳悪少年」と受けとめ、代用感化院専用寮に、逃亡防止装置の高塀と格子を設けた⁵⁾。「愛こそは最も強固なる障壁」という「開放処遇」の理念とはそぐわない逃亡防止装置のなかで、代用感化院専用寮の生徒は不安定な状態に陥り、「逃亡」を繰り返す少年が小笠原に送られた⁶⁾。その後、逃亡防止装置は撤去され、1914（大正3）年、家庭学校では北海道農場（家庭学校北海道農場）を開設するにいたる。

既往の家庭学校史研究では、主たる教育の地として東京・北海道・茅ヶ崎に注目してきたが、小笠原については不問に付されてきた。多くの著述を残した留岡幸助、留岡清男によっても、ほとんど口外されなかった。入校の窓口でもある東京の本校⁷⁾と、北海道、小笠原の地が果たした家庭学校における機能を解明することは、家庭学校の新たな歴史像に迫る手がかりになると考える。

わずかに、藤井常文は、家庭学校では「巣鴨本校や茅ヶ崎分校から年長児を北海道に送り出し、社名淵農場（引用者注--北海道農場）の開拓に当らせていたから」、「大正期に小笠原島への労務委託（引用者注--小笠原送致）を実施しなかった」と説明する。藤井は、家庭学校からの生徒の小笠原送致は「社名淵農場での開拓が一段落した後の昭和期になって開始された」と推論し、それは、「元巣鴨本校の教師・西村茂次が修齊学園の閉鎖後も残留し府の児童保護員として活躍していたため（ただし、昭和6年1月まで）、彼の予後指導に期待してのものであったことは間違いない」というのである⁸⁾。しかし、家庭学校生徒の小笠原送致が、西村茂次の指導を期待して開始されたという藤井説に対して筆者は異論を持っている。筆者は、家庭学校生の小笠原送致は、代用感化院認定後、逃亡防止装置のない家族寮から「逃亡」する生徒への対処として始められたのではないかと考えている。

本論文は、このような関心から、第二次感化法施行期において東京の家庭学校に入校した生徒が、北海道・小笠原等へ移動した経緯を中心に生徒の動態を解明したい。手順としては、第一に、小笠原における感化院生徒の受入の概要、第二に、代用感化院認定前後における家庭学校の状態と生徒の小笠原送致の始まり、第三に、北海道農場へ移動した生徒の様態、第四に、北海道農場開設後における家庭学校生徒の小笠原送致について検討する。

主たる分析資料としては、表1に示したように、家庭学校の教師によって記された、東京家庭学校（杉並区東高井戸）および北海道家庭学校（遠軽町留岡）所蔵の日誌類を用いる⁹⁾。北海道家庭学校所蔵の留岡幸助の手帖類は、1958年から北海道家庭学校の教職員によって整理され、1970年代に同志社大学人文科学研究所により『留岡幸助手帖』としてマイクロフィルムに収められた。この中には、1902年から1910年にかけて、家庭学校教師原真男・西村茂次・錦古里忠次・吉川亀四郎が校長留岡幸助に提出した学校日誌が含まれている。多くは矯正協会刊行の『留岡幸助日記』に収録されたが翻刻されなかった日誌もあり、本稿ではこれらも検討の対象とした。また、東京家庭学校所蔵の多くの一次資料は茅ヶ崎市史編纂室によって目録が作成され、マイクロフィルム化された。ここには、第一次および第二次感化法施行期の記載になる学校日誌が含まれている。筆者は、茅ヶ崎市史編纂室が整理対象外として目録を作成しなかった史料群について目録作成を依頼され作業を遂行中であるが、この中から同時期の学校日誌が一点、発見された。本稿では、前稿にお

表1 第一次および第二次感化法施行期の日誌

表題	執筆年	内容	所	資料番号
〔原真男日誌〕第一巻	1902/7/4-9/24	巣鴨本校原日誌	同	136-(1)
〔原真男日誌〕明治三十五年 房州日乗 家庭学校	1902/8	巣鴨本校夏季日誌	東	348
〔原真男日誌〕第貳巻	1902/9/4-10/22	巣鴨本校原日誌	同	136-(2)
〔原真男日誌〕第三巻	1902/10/17-11/12	巣鴨本校原日誌	同	136-(3)
〔原真男日誌〕第四巻	1902/11/12 1903/1/7-8	巣鴨本校原日誌	同	136-(4)
〔西村茂次日誌〕明治三十九年七月 生徒操行誌	1906/7/21,7/27,9/10-12/17 1907/1/8-2/18,9-11/14	巣鴨本校西村日誌	同	137-(0) 137-(1)
〔西村茂次日誌〕生徒操行日誌	1907/12/2-5,1908/1/3,4/13- 7/3 9/5-9/14	巣鴨本校西村日誌	同	137-(2)
〔西村茂次日誌〕生徒操行録	1908/9/14-10/24,1909/4/4- 4/27,5/4-26	巣鴨本校西村日誌	同	137-(3)
〔錦古里忠次日誌〕生徒観察	1909/4/17-7/11	巣鴨本校錦古里日誌	同	156
〔錦古里忠次日誌〕生徒観察録	1909/7/12-9/12	巣鴨本校錦古里日誌	同	156(1)
〔錦古里忠次日誌〕生徒観察録	1909/9/21-1910/5/27	巣鴨本校錦古里日誌	同	156(3)
〔吉川亀四郎日誌〕明治四十二年生徒行状視察録九月	1909/9	巣鴨本校吉川日誌	同	163
大正三年七月以降本校日誌倒綴 家庭学校農場	1914/7/13-1915/12/15	巣鴨本校日誌	北	20
大正六年一月本校日誌	1916/1-1917/10/2	巣鴨本校日誌	北	439
大正十一年度本校日誌	1922/1/1-1923/12/31	巣鴨本校日誌	北	440
大正八年日記	1919/1/1-1920/2	巣鴨本校日誌	東	他1-34
大正三年六月以降至十一月初 日誌及発信簿	1914/6/11-1914/11/3	北海道農場日誌	北	435
大正三年十一月以降 日誌及発信簿	1914/11/4-1915/8/15	北海道農場日誌	北	436
〔大正四年八月以降〕日誌	1915/8/16-1915/12/31	北海道農場日誌	北	437
大正五年一月起日誌	1916/1/1-1916/12/31	北海道農場日誌	北	438
大正七年当用日記	1918/1/1-10/31	北海道農場日誌	北	441
大正八年一月一日日誌	1919/1/1-1920/3/16	北海道農場日誌	北	68
〔大正十一年日誌〕	1922/1/1-12/12	北海道農場日誌	北	157
留岡日記	1917/2/3-1917/5/10	留岡幸助日記	東	他1-31
留岡日記	1919/1/1-5/25 8/16-18	留岡幸助日記	東	他1-32

- 1) 「所」は所蔵機関の略。所蔵機関欄の「同」は同志社大学人文科学研究所, 「北」は北海道家庭学校, 「東」は東京家庭学校の略。
- 2) 資料番号は各所蔵機関の整理番号。ただし, 同志社大学人文科学研究所所蔵分については, 原本である北海道家庭学校所蔵の手帖番号に依った。
- 3) 本論文中で上記資料を用いる場合, 典拠を所蔵機関略号と資料番号(所蔵機関における整理番号)で示した。例『大正八年日記』は「東他1-34」と表記。
- 4) 表題は各所蔵機関における目録に従った。必要のある場合は, 二井が〔 〕で補った。

いて用いた北海道家庭学校所蔵の学校日誌¹⁰⁾に加え, これらの新たな日誌を分析対象とし, 生徒の動態に関する情報を抽出整理した。

II. 感化事業と小笠原

感化院から小笠原に少年を送った例は, 家庭学校が最初ではない。東京市養育院感化部井之頭学校(以下, 井之頭学校と略)が生徒を小笠原母島沖村に「委託」したのは, 1905年であった¹¹⁾。東京府で感化法が施行され(府告第八号), 同時に井之頭学校が代用感化院に指定される前年であった(府令第十四号)。当初は井之頭学校から小笠原への委託生は,

1905年3人、1906年5人、1907年2人とわずかであった。

しかし、1908年以降、小笠原委託生は激増し、毎年15人、37人、15人と多くの少年が島に送られた。1911年6月、父島扇村州崎に家族的処遇を謳う府立感化院小笠原修斉学園が開設されると¹⁹⁾、井之頭学校の小笠原への委託生徒数は、1911年1人、1912年8人、1913年2人と減少した。一方、修斉学園の年度末在籍者数は、初年度こそ58人であったが、その後、毎年90人、114人、123人、155人と定員100名を凌駕し増加した¹⁹⁾。

感化事業関係者にとって、小笠原はいかなる地であったのか。

1901年、井之頭学校の職員は、子供を北海道や島嶼に「委託」することの意義を述べている¹⁹⁾。彼によると、「遷善感化の功を奏した出院生の将来を保護」し「独立自営の地位即ち職業」を授けるために、「彼等を北海道及其他の島嶼に移住せしめ、将来各一個の独立的農民として其終生を該地の拓殖に委ねしむるの方針」が有効であるというのである。

1901年、留岡幸助は「北海道や小笠原島に彼等を移転して教育を施したい」と語った¹⁹⁾。「境遇転換」を行い、大規模な「天然教育」を行いたいという趣旨であった¹⁹⁾。都会から田舎への子どもの送致は、イギリスの孤児院バーナードホームがカナダ、北米のチャールス・ローリング・ブレースがシカゴ近郊の原野へ子どもを送っている先例を参考にした発想でもあった¹⁹⁾。

このような感化院の生徒を、小笠原島の人々はどのようにみていたのか。

明治政府が小笠原島の統治を諸外国に通告し、父島扇浦に内務省小笠原出張所を設けたのは1876年、その翌年「移住民給与規則」が定められた。1880年には小笠原島は東京府に移管され、1897年には小笠原諸島の人口は4,236人となった¹⁹⁾。

島司阿利孝太郎は「感化院生移殖事業」を推進し¹⁹⁾、1909年、東京府立感化院設立の議があるや、府知事阿部浩に小笠原が適地であると具申したという²⁰⁾。「島の地勢及四囲の風物」が「児童を教養するの好適地」であり、かつ「性向の改善」された児童を「一般民家に委託し農業の勞務」にあてることは児童の農業習得だけでなく「産業発展の上に資する所甚大」であるという理由であった。

府立感化院小笠原修斉学園生の労働力は、島の「産業発展」のため創立前から当てにされ、実際、修斉学園の在籍者の約三分の二が「委託生」として父島、母島、弟島、硫黄島等の農家に住み込んで働いた²⁰⁾。

委託の手続きは次のようであった。まず、被委託希望者は各村役場をとおして園長宛の願書を出し、役場はこれに被委託希望者の財産および家庭状況の調書を添えて園長に提出し審査を受ける。その手続きの後、園長から被委託者は、17、18歳で「体格強健操行善良且つ相当の学力を有せる生徒」を委託されるにいたる²⁰⁾。

委託生は、委託先の家庭、多くは農家で労働し、その労働報酬は、委託先農家によって貯金され、卒業する際に渡されることになっていた²⁰⁾。1915年12月末の「委託生貯金」調査表によると、委託生は父島(大村、扇村、袋澤村)に24人、母島(沖村、北村)に55人、弟島3人、硫黄島5人、北硫黄島6人となっている²⁰⁾。委託先は父島よりも母島が圧倒的に多く、しかも沖村だけで41人を数える。母島沖村の主産業は、人手を要する砂糖栽培であり、多くの委託生が急斜面を切り開いた砂糖畑の作業に従事したと考えられる。

委託時、修斉学園の園長は委託先家庭に「家族と同一に取扱」うよう訓辞し、委託後、修斉学園の職員が「委託生徒監督」として父島の委託先には年4回、離島には年2回訪問した²⁰⁾。しかし、委託先で過酷な扱いを受けた者がいることは今も島人に語り継がれており²⁰⁾、また実際に次のような文書が東京都公文書館に残されている²⁰⁾。1914年、小笠原修

齊学園園長野崎宏が府知事に報告した書類である。これによると、「委託後労役ノ激増ニ伴ヒ身体発達ノ状況ニモ著シキ差異」が生じているというのである。総じて、委託生の死亡率も高かった²⁹⁾。

つまり、自然による教育、卒業生の進路保障という論理にもとづき、北海道や島嶼への子供の移送の感化教育上の意義がうたわれながら、小笠原諸島に送られた感化院生は、実態としては、安価な底辺労働者とみなされていたということが出来る。それでは、家庭学校の場合はどうであったのであろうか。

Ⅲ. 代用感化院認定と家庭学校

1. 代用感化院認定前の家庭学校

表1に示したように、原真男、西村茂次、錦古里忠次、吉川亀四郎（後に田村と改姓）の四人の教師による家庭学校の日誌が残されている。日誌の記載内容は、一定の様式によるものではなく、各記載者によって異なるが、いずれも校長留岡幸助に提出されたものである。

ここでは、代用感化院認定前の生徒の状態を知るために、〔原真男日誌〕、〔西村茂次日誌〕を検討してみる³⁰⁾。

〔原真男日誌〕は、1902年7月から6ヶ月間の「児童研究」の記録である。家庭学校では、「家族（舎）」とよばれる家屋（コテージ）があり、生徒は、ここで家族長（教師）と寝食を共にし、上記のような日課に従って午前はおおむね教場で学科教育を受け、午後は教員の指導の下、労働に従事した。労働は、薪割りや風呂焚き、掃除などの家事に属するものほか、園芸や農業など多様であった。原は「第一家族」とよばれる家族舎で生徒と食事を共にしながら生徒の状況を記述した。1902年の生徒数は、前年越員が14名、入校16名、退校8名の異動があり、年末生徒数は22名である³⁰⁾。原の日誌には、少なくとも25人の生徒の言動が記載され、生徒の課業（学科）や労働時間における怠慢、猥談、姿勢等、生徒の行動が細かに観察された。しかし、原の記録には、生徒の「逃走」や「暴力」などはほとんど登場しない。記されるべきこの種の事件は発生しなかったと考えられる。一度だけ、戸外での唾壺掃除中に生徒の姿がみえなくなった記事があるものの、これを「逃走」の前兆とみなすような緊迫した教職員の反応はみられない。1901年刊行の『家庭学校』に、家庭学校は「二三を除くの外逃亡したるものなく、例令逃亡するも二日若くは三日にして再び悔ひ改めて帰る」³⁰⁾と説明されたことはあながち誇張ではなかったかもしれない。

しかし、1906年以降の〔西村茂次日誌〕では、生徒の事故の記録が多くなる。「無断外出」や「逃走」については、生徒が「無断ニテ母ノ住宅ニ行キ」た記事（1906/10/2 同137-(0)）と「食後直チニ逃走シタ」記事（1906/11/29）、「逃走」の相談（1907/1/22）や企画（1907/12/3）と実行（1907/12/4）の記事がある（同137-(1)）。この種の記事は

表2 家庭学校の日課

5:00	起床
5:30-6:00	礼拝
6:00-6:45(又は7:15まで)	掃除及び水汲み
7:00(又は7:45まで)	朝食
8:00-11:45	学科ならび小憩
正午	午飯
13:00-14:45	労働
14:45-15:00	休息
15:00-16:45	労働
17:00	晩食
18:00-20:00	自習
20:00	就寝
22:00	消灯

「家庭学校細則」『家庭学校（第貳編）』より作成。

一年に2度程度である。1908年の春にも、「無断外出」(4/25, 4/26)の記事が登場する(同137-(2))。ただし、生徒は、「二時間目カラ校外ニ出」たが夜九時、みずから帰ってきており、「出タクナツカカラ」出かけたという程度であった。ここには、どうしても家庭学校から逃げたいという生徒の意志は感じられない。

〔西村茂次日誌〕では、1908年から1909年にかけて、「朝寝」、「課業に病氣と称して出ぬこと」、「倦怠」、「栗を隠す」、「茶碗を壊す」といった従来の「問題」にとどまらず、新たに喫煙と性的な「問題」が注目されている。1月、4月、5月と繰り返し浮上する喫煙事件は、家庭学校に生活し外部の学校に通学する、いわゆる「通学生」³⁰⁾が巻煙草を持ち込んだのが原因であると西村はみている(同137-(2))。それゆえ、西村は、「通学生の監督は実に困難」として「校規ニヨラヌ連中ハ退学ノ処分ヲ申し渡シテ下さい」とある生徒の退校を再三、校長に求めた。これに対し、校長は「単ニ生徒ノ悪キ方面ニノミ注意セズ、善キ方面ヲモ挙シテ希望ヲ以テ改心ノ途ニツクヤウ御考慮被下度候」、「斯ル生徒デアルカラ忍耐シテ教育シテ下サイ。一々不良行為ヲ考ヘルト自ラ失望セザルヲ得ナイ。元氣ヲ出シテ教育方法ヲ工夫シテ、嚴重ニ且ツ親切ニ尚モ願ヒ度イ」と求め、西村は「日々、苦シミ苦シミ」感化教育に従事した(同137-(3))。こうした状況のなかで、9月に集団での「逃走」(9/14,9/27)がおり、9月30日、家庭学校では帰校した生徒に「減食ニハイ。三日間」あるいは「退校処分」をおこなった。管見の限り、家庭学校における「逃走」後の処分として記された最初のものであった³⁰⁾。

2. 代用感化院生の小笠原への渡航

1909年4月1日より東京府代用感化院となった家庭学校では、当初、家族から直接、入校依頼を受けた従来の生徒と、法により入校する代用感化院生とを同じ家族舎(寮)で生活させていた。しかし、教師錦古里忠次から「(代用感化院生と)自費生たる本校生徒とを同一家族の裡に置くことは、此等衣、食、住を始め、一般養育教訓の上に於て利害得失のあるところ」(5/5 同156)という意見が出され、西村茂次もまた「校長ハ錦古里先生ニ一歩ヲ譲リテ代用感化院ノ生徒ヲ一任セラレテハ如何」(5/11 同137-(3))と進言した結果、5月15日より、第三家族舎の家族長であった錦古里忠次が代用感化院専用寮第四家族舎を担当することになった。

翌6月、東京府代用感化院でもある東京市養育院感化部井之頭学校が「殆どその匙を投げ出した」少年Aが、第四家族舎に加わった。Aは、入校後二週間余りにして小刀で他の生徒の後背部を刺す事件を起こしてしまい、錦古里をして「第四家族中第一等ノ難物」と言わしめた。「第一等の腕白児」と目されたAは、7月22日、23日、12月2日、1月22日、2月12日と5度、「逃走」した。この内、二度は入校前からの仲間の生徒(12歳)と共謀し、格子を削り、あるいは「大工道具を以て木工場の土台下を掘りて此処より逃走」した。錦古里をして「その手段実に少年には考及ばざることにして、破獄のそれと異なる処なきを認む」(2/12 同156-(3))と言わしめたように、頻度と方法において、Aの「逃走」はこれまでの生徒にはみられない計画性と強固な意志を伴うものであった。

そして、五度目の逃走の一月後の朝、Aは、錦古里から小笠原渡航を言い渡され、その日の船に乗せられた。渡島の宣告が前もってなされなかったのは、Aに逃げ出す猶予を与えないためであったのであろうか。突然の申し渡しであった。〔錦古里忠次日誌〕には、小笠原へ何のために行かせるのか、そこで何をするのかについての記述はない。

IV. 北海道農場の開設と生徒の動態

1. 北海道農場と「逃走の予防」

1914年8月、留岡幸助は、家庭学校が地主となって小作を入植させる「新農村」の建設、小作料による感化事業の経済的自立、「天然の感化力」を活かす感化教育の大規模な展開を企図し、北海道紋別郡上湧別村社名淵に家庭学校北海道農場を開設した。

東京の本校から北海道農場までは汽車を乗り継いで四日間の行程である。所要時間としては父島までとあまり変わらない³⁰⁾。東京で入校するほとんどの生徒にとって、北海道農場は遠い地であった。北海道もまた「難物」の送り先であったのであろうか。

留岡は、感化院において大切にしなければならない「逃走の予防」について、第一に「境遇に依る予防」の大切さをあげ次のように語っている³⁰⁾。

逃走を防ぐに於て自然の地勢は有力である。我がサナブチの実験によれば逃げる者は極めて少ない。偶にありとするも其場合は稀である。よし一時我農場を逃げ出したる先は何れであるかと云ふに、荒蕪たる原野にあらざれば、幽暗たる森林である。夏季は荆棘族生して入るに難く、冬は白雪堆積して居るに堪へず。春夏秋冬身を寄するに便がない。首尾よく逃走して遠く其の所を逃れ出るにしても内地まで到着するには少くとも我農場よりは二昼夜を要する。実に汽車の道中は案外長いのである。故に彼は余程遠く逃げ出したと思ふか知らんが、電報を以て停車場に依頼せば籠の中の鳥を捕へるが如く決して逸する虞がない。是は道中の長さによる利便である。故に感化事業を起すには境遇即ち其の設立すべき学校の位置を選ばねばならぬ。

当該期の『日誌』を検討すると、たしかに北海道農場での逃走は少ない。留岡の説明通り、北海道農場は、「逃走」を予防し「逃走」後の生徒を発見しやすくする地理的条件を備えていた。しかし、だからといって、先の少年Aのように「難物」と目された生徒が北海道へ送られたとは考えられない。日誌の記録によると、「窃取逃走」などの事故後に北海道農場へ送られた事例は、一件だけなのである³⁰⁾。

2. 北海道農場入場者の人選

表3は、第二次感化法施行期の家庭学校全体の生徒数の推移、表4は、家庭学校北海道農場入場者数とその異動の記録を示したものである。

北海道農場が開設された1914年6月には、鈴木良吉教師と3人の生徒が東京から移り住み、秋に函館訓育院の退校生と、創設当初より家族が北海道農場へ直接入校を申し込んだ生徒が加わった³⁰⁾。花島によると、この5人の平均年齢は18歳である。8歳から16歳を入校年齢とする家庭学校の原則に比べ、年齢の高い者たちが北海道農場開拓の先発隊であった。

1915年、北海道農場に新しい寮舎掬泉寮が完成し、4月20日、教師篠崎篤三夫妻と7人の生徒が東京を出発した³⁰⁾。この移動に先だって、学校では、2月17日、「北海道主任」として篠崎の出向を決定し、篠崎と教頭小塩高恒が「生徒ノ人撰」にあたった。

生徒みずからが教師に北海道行きの希望を申し出た稀な事例もある(1915/2/28, 3/11 北20)³⁰⁾。しかし、一般には、本人と保証人や保護者に相談がもちかけられた。そして、次の例にあるように、本人の希望よりも保証人の説得や家族の了解に重きがおかれた。

1915/3/3 夜〇〇生保証人〇〇〇氏来訪。篠崎氏応接。本人ハ北海道行ヲ好マザルモ、尚能ク保証人ヨリ説得シ、且同時ニ大坂親元ヘ其旨申聞ケシム。

1915/3/10 〇〇氏来校。〇〇生北行ノ件ニ就テハ祖母ニ於テ何等異議ナキ旨申立ル趣
(北20)

それゆえ、父が賛成しなかった場合、退院（卒業）手続きがとられた例もあった。

北海道農場に第二の寮石上館が完成した1917年にも、おもな教職員が生徒の人選をおこない、候補者の保護者に北海道行きを働きかけた（1917/4/12 北439）。この時、卒業手続きをとった生徒で、5ヶ月後、みづから北海道行きの希望を申し出た者がいる。事故の後に急に出発が宣告されるのではなく、北海道行きの合意をはかろうとする学校側の姿勢には、北海道を「難物」の送り先とみなす感覚は見出せない。

表3 第二次感化法施行期の家庭学校生徒数の推移（1909年より1922年）

年次	入校者数	退校者数	年末現員	入校生徒累計	典拠	調査日
1909	37	13	51	160	『明治四十三年東京府統計書』東京府刊	1909年12月31日
1910	12	18	45	172	『明治四十三年東京府統計書』	1910年12月31日
1911	20	14	50	192	入退校者数のみ「明治四十五年五月七日理事会報告書」「明治四十二年理事会報告書 家庭学校」他、『明治四十四年東京府統計書』（但し、これによると退校者数は15名）。	1911年12月31日
1912	25	19	56	217	年末現員は『大正二年東京府統計書』より。他の項目は前後年の数値より算出。	1912年12月31日
1913	20	13	63	237	『大正二年東京府統計書』。『家庭学校』1914年 家庭学校（『留岡幸助著作集 第三巻』所収）。	1913年12月31日
1914	9	12	59	246	入校者数、年末現員は前後の統計より算出。	1914年12月31日
1915	14	11	56	260	「大正四年十二月八日家庭学校理事会議事録」「明治四十二年財団法人理事会記録家庭学校」	1915年12月8日
1916	15+ α			275+ α	入校者数は『本校日誌』より算出。 α は日誌の記載漏れの入校者数。 $\alpha < 11$ （『人道』145号 1917年5月15日刊によると1917年4月までの総入校者数は286名である）。	
1917	20+ β			328	生徒累計は翌年分より算出。入校者数は『本年日誌』より算出。 β は日誌の記載漏れの入校者数。	
1918	3		41	331	『日本社会事業名鑑第二鑑』中央慈善協会1920年5月刊（『戦前社会事業史料集成』第9巻 1985年日本図書センター刊所収）。生徒累計は、前年より算出。	1918年12月31日
1919	30	8	62	361	『大正八年東京府統計書』。生徒累計は『東京府社会事業概観 第三輯』p364。	1919年12月31日
1920	36	39	53	391	『東京府社会事業概観 第三輯』p364	1920年12月31日
1921	36	31	53	427	『大正十年東京府統計書』生徒累計は『家庭学校概要』『人道』204号 1922年8月 p4	1921年12月31日
1922	35(31)	31	57	462	『大正十一年東京府統計書』。括弧内の数値は『本校日誌』で確認できた入校者数。	1922年12月31日

- 1) 『東京府統計書』1914年から1917年分には家庭学校生徒数は記載されていない。
- 2) 『日本社会事業名鑑 第二編』記載の1918年の入校者数「3人」は少なく思われるが、他資料で確認できない。
- 3) 入校者数には北海道農場への移動者も含む。ただし、北海道分校へ直接入校した者については遺漏の可能性もある。
- 4) 空欄およびギリシャ文字は数値不明である。

表4 第二次感化法施行期における家庭学校北海道農場の生徒の動態

年度	施設	入場者数	退校者数	年度末生徒数	卒業・退場後の動向
1914	事務所兼家族舎、物置新築。	5	0	5	
1915	湧泉寮、厩舎、馬種舎、堆肥小屋新築。	7	7	5	8月 5人(家庭学校農場農手見習)
1916	白滝農場事務所(第二農場)、樹下庵新築。	2	3	4	1月 3人(東京へ 家庭引取) 1人(家庭引取決定後、古川農場へ)
1917	牛舎、搾乳場、教員住宅(梁山寮)、農具小屋、水車小屋、製材工場、石上館新築。	13	0	17	
1918	博物館開設。	6	2	20	1月?1人(古川農場) 2月1人(家庭復帰) 10月1人(本校に戻り小笠原委託) 9月1人(古川農場)
1919	礼拝堂落成。	5	5	20	6月 1人(東京へ 家庭復帰?)
1920	洗心寮新築。	9	3	26	9月1人(家庭復帰) 12月1人(家庭学校農場)
1921		10	6	30	1月1人(家庭復帰)
1922	侍従庵、鳴禽亭新築。	13	6	37	11月3人(上京 家庭復帰?)

『殖民公報』(86号1915/9),『湧泉寮=関スル書類』(北525), 矯正協会編『留岡幸助日記』,『家庭学校日誌』(北438, 北439),『家庭学校五十年小史』より作成。

3. 生徒から「農手見習」へ

1915年度、北海道農場では7人が入場、7人が退校した。これについて、花島は、「入校したものの多くがその年度内に退校」し「大変問題の多かった年のよう」であり、「かなり手を焼いた事がうかがわれる」⁴⁰⁾という。土井洋一も、「7名入校して7名が退校した事実からすると、必ずしも教育は順調な滑り出しとはいえなかった」⁴¹⁾と述べている。

しかし、日誌を読む限り「かなり手を焼いた」様子や「順調」でない様子は読みとれない。事が生じれば記録されるであろう、逃走や喧嘩などの事件の記事は少ない。記述が詳しい日誌であるにもかかわらず、退場の記事もなく生徒は日々、開削に動んでいる。

そして、次のように、6月には「勉励」した7人に賞与を与え、8月にはそれらの内の5名を「農手見習(農手候補生)」に任命した。

1915/6/14 農事□□勉励セシ左記ノ生徒ニ対シ頭書ノ金額校長ヨリ賞与セラル
金貳円 ○○ ○○ ○○ ○○ 金壹円 ○○ ○○ ○○ (北436)

1915/8/1 礼拝後 ○○, ○○, ○○, ○○, ○○ノ五生二次ノ辞令ヲ附与セラル
農手見習ヲ命ズ 自今月額七円五拾銭給与 年 月 日 家庭学校農場印
昼食ノ饗ヲ供セラレ校長其他教員ヨリ告諭祝辞希望等アリ (北436)

つまり、辞令を得た生徒は、この時点で「生徒」ではなくなった。「農手見習」という身分になり家庭学校を「退校」(卒業)した。しかし、「退場」はせず、月額7円50銭が給与される家庭学校の被雇用者となった。

表5は、1916年度の北海道農場(第一農場・第二農場)および北海道分校(教育部)の職員給与の予算表である。これによると、月7円50銭という見習の給与は、「日雇」の11日分の収入にも満たないことがわかる⁴²⁾。しかも、家庭学校に居住する者は、給与から毎月の賄料4円50銭を学校に納めるため、手取りは3円余りにしかなかった。生徒時代に学校から支給された月1円の小遣⁴³⁾よりましであったが、自立には遠く赤字となることもあった⁴⁴⁾。

表6⁴⁵⁾に示したように、家庭学校北海道農場には、「一日庵」と呼ばれる20坪の卒業生

表5 北海道農場職員給与予算表 1915年度分

職名	年額	典拠
農業主任	600円	「大正五年度第一農場支出予算」
庶務経理主任	240円	「大正五年度第一農場支出予算」
校長家族手当	600円	「大正五年度教育費支出予算」
校長雑費	180円	「大正五年度教育費支出予算」
庶務経理主任	240円	「大正五年度教育費支出予算」
教育部長	600円	「大正五年度教育費支出予算」
農手	180円	「大正五年度教育費支出予算」
助手 2人 1人宛	120円	「大正五年度教育費支出予算」
見習 5人 1人宛	100円	「大正五年度教育費支出予算」
炊事婦 2人 1人	96円	「大正五年度教育費支出予算」
日雇 150人1日70銭	105円	「大正五年度教育費支出予算」
主任夫婦	360円	「大正五年度第二農場支出予算」
従業員 2人 1人宛	120円	「大正五年度第二農場支出予算」
日雇 50人 1日70銭	35円	「大正五年度第二農場支出予算」

財団法人家庭学校理事会(1915年12月8日, 21日)配布資料より作成

表6 北海道農場の建造物 (1917年春)

建造物名	面積
第一農場事務所兼職員舎宅	59坪
掬泉寮(第一家族舎)	60坪
一日庵(卒業生寄宿舎)	20坪
倉庫	12坪
厩舎及馬糧舎	30坪
堆肥小屋	30坪
炭焼小屋	

『北海道感化救済事業要覧』 p15より作成

用の寄宿舎があった。「見習」となった青年達は、「一日庵」に生活するため「庵生」と呼ばれ、掬泉寮の「生徒」とは異なる扱いを受けた。遠軽教会のクリスマスや、遠軽座での活動写真など、ほとんど庵生だけで町に出かけることもあり(1915/12/24 北437)、庵生の生活は生徒よりは多くの「自由」があった。

4. 「農手見習」から小作としての「独立」へ

1916年の秋には、農手見習二人の「独立問題」が浮上する。留岡幸助は、家庭学校の理事に「第一農場に設置せる教育部は昨冬生徒の数一時十五名ありしも目下八名となり、内二名は近々小作地を与へて分家せしむへく協議中なり」と報告している⁴⁰。

日誌にも「〇見習生自己小作地の開墾準備」(1916/10/1)、「〇〇生の独立問題に付(職員一引用者注)佐坂芹川鈴木協議」(1916/11/5)、「〇〇己れの選定せる土地開墾準備」(1916/11/6)、「左坂は〇〇の小作地検視」とある(北438)。

家庭学校は「家庭学校農場土地貸借規定」⁴¹を定め、当時の網走地方で平均的な小作料⁴²を課す地主でもあった。しかも、厳しい自然条件に加えて家庭学校北海道農場は肥沃とはいいがたい土壌であった。卒業生の小作としての「独立」の道は、農場の他の小作と同様、相当の苦勞をともなると推測される。

しかし、家庭学校北海道農場の小作人として「自己小作地」を所有することは、「見習」という家庭学校の雇われ労働者からの「独立」であった。「独立」とは、家庭学校の教師のいる「一日庵」ではなく、粗末ではあるものの自分の家に住み、基本的には自分の判断で時間を使うことのできる生活の始まりを意味した。

5. 「難物」を排除する北海道農場

それでは、他の北海道農場の生徒はいかなる様態であったのか。

表4に示したように、第二次感化法施行期の北海道農場卒業生32名の内、日誌において動向がつかめるのは20名である。みづからの家庭に戻った者が7名、おそらくは家に帰るために東京に戻った者が4名、家庭学校北海道農場に働いた者が6名、女満別の古川農場に

働いた者が3名である。

京都綾部の古川専太郎(不明-1916)が開設した二つの古川農場⁴⁹⁾は、1911年開設の「第一古川」、1912年開設の「第二古川」とがあり、後者は1925年発行の五万分一地形図にも記載された大規模農場であった⁵⁰⁾。古川は、家庭学校北海道農場開設前より「卒業生の三人までも世話」し、留岡に「サナブチ原野に払下はるべき土地のあることを逸早く報道」した人物である⁵¹⁾。古川の情報によって、家庭学校は古川農場から約100km程度のサナブチの地に農場を開設することになったのである。

家庭学校北海道農場開設後は、巣鴨の卒業生で古川農場に働く青年達がサナブチを訪ねている。家庭学校が卒業生の状態を把握するにも地の利があった。そして、北海道分校の卒業生にとっても、古川農場は一時的には、重要な就職先となった。

しかし、1918年には古川農場の経営が縮小され⁵²⁾、勤め口としての門戸は狭められた。さらに、家庭学校の卒業生に「独立自営の地位」を与える地としても期待された家庭学校北海道農場の開拓も、計画どおりには進まなかった⁵³⁾。

結果として、家庭学校北海道分校生徒の大半が、卒業後、家族のもとに戻り、多くの生徒にとって、北海道は一時的な寄留地となった。

ただ、だからといって、北海道は「難物」や「逃亡者」の送り先ではなかった。家庭学校は、北海道農場行きを希望する生徒や卒業生の求めを皆叶えたわけではない。家庭に戻った卒業生で「国許ヲ逃走シ、身ヲ農場ニ托セントシテ来校」した少年を、家庭学校は「不心得ヲ慰諭シ」帰らせた(1917/9/1 北439)。少年には「国許ヲ逃走」する事情があったのかもしれないが、それは「不心得」として許されなかった。1918年10月に北海道分校から本校に戻された少年は、「農場ニテ教養し居るもの、収容せる青年中最も処遇に困難」⁵⁴⁾とみなされ、本校に戻った後、小笠原に行かされた。「不心得」な者や「最も処遇に困難」な者とされた少年は、北海道農場から「排除」されたのである。

V. 北海道農場開設後における小笠原父島・母島と硫黄島の存在

1. 「島行処分」

家庭学校の日誌によると、第二次感化法施行期、21名の家庭学校生徒(卒業生)が島行きを命じられている。島行きの21名は、同時期の入校者339人の約6%にあたる。日誌の記述や保存状況を鑑みると、実際の渡航者はこれより多いはずである。

表7に、家庭学校生徒の島への往来を示した。比較的多くの記事が残されている1917年の10ヶ月間には、6名の生徒が小笠原行きとなっている。この期の同校入校者数は、20人以上41人以下であるから、仮に41人を分母とすると少なくとも全入校生徒の約七分の一が小笠原に送られたことになる。

生徒の渡航前の様子がわかる事例は、前述の少年A以外に16人である。内訳は、渡航前に家庭学校から「逃走」経験のある者が8名、予後の悪い卒業生(再入校や家から金品を持ち出す者)が2名、家族が北海道農場への入校を希望した新生入生が2名、北海道農場からの異動生徒が2名、他、仮入校者、執行猶予者が各1名であった。

入校後二年間で11回の逃走、入校後一ヶ月で未遂も含め4回の逃走、半年に3、4度にわたる長期の逃走など、「島行処分」となった少年の「逃走」の頻度は、少年Aと同様、甚だしかった。

島嶼への渡航は、家庭学校日誌に「島行処分」(1919/9/5 他1-34)と表現されること

表7 家庭学校生徒および卒業生の小笠原・硫黄島往来記事(第二次感化法施行期)

年	島行きの記事	島帰りの記事	典 拠
1910	3月1人小		同156(3)
1911	5月1人小		『留岡幸助日記』4-p127
1914	8月1人父(後に硫黄)	8月1人硫黄	北20
1916	9月3人父	8月1人硫黄	北439『留岡幸助日記』4-p127
1917	1月2人父 4月1人母 7月2人母	9月1人母*	北439
1918	10月1人小		『留岡幸助日記』4-p255
1919	8月1人小* 9月1人母?		東他1-32
1920	1月3人小**		東他1-32
1922	9月1人父 9月1人母		北440

- 1) *は小笠原行き決定,あるいは帰京相談の記事はあるが出帆の記事はない。
 2) 委託先の島名がわかるものについては,人数の後に略記した。
 「母」は母島,「父」は父島,「小」は小笠原諸島,「硫黄」は硫黄島諸島を意味する。
 3) 典拠欄は所蔵機関およびその整理番号で略記(表1を参照)。

表8 少年Bの入校から母島渡航まで

年 月 日	事 項
1917/2/27	在○○○○○○○○長男B男入学ノ件ニ付相談ノ為来校, 篠崎氏応接
1917/3/2	過日来校セシB生父○○入校願出ノ為来校
1917/3/3	○○○○来校, B生ノ入校ヲ乞許シ明日来校セシム。
1917/3/4	B生入校
1917/3/7	新入生B父○○保証人○○○○○家内ト同道来校, 兩三日郷里へ出発ニ付告別ノ為Bト面会
1917/3/12	昨日午後新入生B隙ヲ伺ヒテ逃走シ, 車庫前迄至リシ所ヲ高山氏偶然出会, 取押ヘタ暮帰ル
1917/3/18	昨夜午後七時頃B生逃走, 一時間許リニシテ発見, ○○, ○○○両生ヲ大塚音羽方面ニ差遣搜索セシメ, 遊座氏ヲ保証人○○方ニ趣カシメシモ, 併ビニ得ルコト能ハズ 一同十一時頃帰校, 今朝ニ至リ板橋警察署ヨリ本人取押タルニ付出頭ノ旨電話アリ。篠崎氏○○携ヘテ出張。本人ハ保証人方へ夜半ニ至リシモ, 熟睡中ニテ入ル能ハズ傍辺ノ菓子店ニ入り, 菓子若干ト小刀一丁ヲ窃取シ, 付近ノ明屋ニ至ラントスル処ヲ巡行ノ巡查ニ見付ケラレ, 捕ヘタルナリ。訓戒ノ上沈思セシムル為謹慎室ニ入ラシム。
1917/3/19	訓戒ヲ加ヘB生ヲ釈放ス
1917/3/30	昨夜八時B生○○生ト鬭争ノ結果自暴自棄シ逃走ス, 遊座氏其他追跡セシム, 其踪蹟ヲ得ズ。保証人○○ニ通知シ置ケリ
1917/3/31	昨夜上野警察ヨリ電話ニテB生拘禁シ置ケルニ付キ明日九時マデニ引取りニ来ルベキ旨通知アリ 依リテ今朝八時難波氏出迎ニ行ク, 昨夜車坂町ナル某菓子店へ縁下ニ食品窃取ノ目的ニテ潜伏シ居タルヲ家人ノ為ニ発見セラレ, 警察署ニ突キ出サレタルモノノ由依リテ謹慎室ニ入ラシム
1917/4/4	B生釈放, 神代氏ニ仮預ケヲ為ス
1917/4/6	B生祈禱会ヲ了ルヤ否ヤ, 炊事場ニ忍ビ入り, 鍋弁当, 芋等数点ヲ窃取, 逃走, 直ニ諸方へ追跡セシモ不及
1917/4/7	B生逃走ノ件届出及校長宅薬屋根替方延期願出ノ為遊座氏板橋署へ出張
1917/4/10	午後篠崎氏B生逃走ニ付取調ヲ為シ其ノ聞キ書キヲ製ス。中村夫人, 神代氏参加
1917/4/12	B生保証人来校。B生今回ノ件ニ付委細聴取スル所アリ。一切ヲ学校ニ委任シ, 帰宅
1917/4/17	小笠原行船便明日に在ること判明, 依りて急拠其ノ手続きを為シB生を沖村菊池太一郎方へ送附ノ事に決す
1917/4/18	午前十時中村遊座両氏附添B生を小笠原行を見送る。菊池方へ渡航するもの便乗し, 大に便宜を課たり。二時乗船出航, 両氏は四時頃帰校。

- 注 1) 「家庭学校日誌」(北439)より抄録。
 2) 生徒および家族の氏名, 住所等を伏字○およびBとした。

もあった。家庭学校の「難物」を「処分」として島へ送致したのである。

「島行処分」の宣告は、少年にとって急な形でなされた。表8は、父の依頼で二月に入校した少年Bが、母島へ「送附」されるまでの状況を家庭学校日誌から抜粋した記録である。二度目の「逃走」後「謹慎室」に入れられ⁹⁰、「謹慎室」から「釈放」された後、再び「逃走」した。当時、東京から小笠原父島への定期便芝罘丸(1934トン)は月一便⁹¹しかなかった。「小笠原行船便明日ニ存ルコト判明」した翌日、少年Bは、「急遽」母島の菊池太一郎宅へ送られた。

なお、家庭学校が直接、渡航させる者以外にも、卒業生や他の感化院生がしばしば同船して島に向かった。硫黄島へ生徒を送るため、乗船手続きをおこなった家庭学校教師辻雅俊は、「旧生徒○○○○モ同シク硫黄島へ渡航スルコトナリ、図ラスモ横浜埠頭ニ相会セシ由」と報告している(1914/8/6 北20)。国立武蔵野学院、香川県立斯道学園、千葉県立生実学校など他院からも、逃走頻度の多い生徒が小笠原へ送られた⁹²。それは、先述の井之頭学校⁹³の記録にあるように、「委託生としてでることは半ば感化教育を達成したことで、生徒達も之を目標にしていた」とは言いがたい状況であった。

2. 「島行処分」の行き先 一硫黄島・父島・母島

「島行処分」の行き先は、東京から1050km南の父島、父島から約50km南の母島を主とし、母島から約200km以上南の北硫黄島や硫黄島も含まれていた。新聞記者近藤春男が、島からの「島流し」と呼んだように、硫黄島諸島への「委託」は感化院生にとってより寂しく過酷なものであった⁹⁴。ただし、表7に示したように、家庭学校日誌には硫黄島往来記事は少ない。硫黄島行きの記事は、1914年7月の1件のみであった。「硫黄島」の農家石野岩松が、新たな生徒の斡旋を家庭学校に求めた。石野岩松は、北硫黄島の有力者石野平之丞の息子である⁹⁵。「硫黄」と記載されているのは、面積約5.6km²の小さな島「北硫黄島」である可能性が高い。石野は、東京に戻る生徒の代わりを求めたのかもしれない。家庭学校副校長小塩高恒と、内務省岡属、東京府との協議が、次のようにもたれている。

- 1914/7/21 小塩氏硫黄島行生徒其他ニ付打合セヲ要スル為メ、岡属ヲ上野博覧会事務所ニ尋ヌ
- 1914/7/22 硫黄島石野(在東京)氏ヨリ伴ヒ行クベキ生徒ノ有無ニ関スル問合セヲ電話ニテ申シ来ル。追テ副校長ヨリ取調ヘ回答スヘキ旨答ヘ置ク
- 8/6 ○○生硫黄島行キノ事ニ決定シ、府庁ヘ打合セノ上、一旦修齊学園ニ転ゼシメ、更ニ硫黄島石野岩松氏ニ付託スルコト (北20)

また、1919年の日誌には、「石野平之丞氏内室ヲ同伴来校。参観且敬意ヲ致サル。篠崎小塩両氏応接」(7/20 東他1-34)、「篠崎氏夜硫黄島石野平之丞訪問ノ為出向」(8/16)などの記事がある。硫黄島の石野と家庭学校との交流は長く続いたが、硫黄島行きの記事が家庭学校日誌に少ないのは、修齊学園を介しての委託が多かったためではないかと推測する。

前述の通り、修齊学園は委託農家へ少年を分配する機関であった。小塩高恒によれば、修齊学園へは「凡て井之頭学校もしくは家庭学校に収容し、然る後機を見て数名づゝ転園を命ぜられてゆく」のであった⁹⁶。島行きの船に乗るまでの二月間、家庭学校に「仮入院」した少年が1922年に存在するように、家庭学校は井之頭学校と共に修齊学園に転園するべき代用感化院生の一時収容所でもあった。硫黄島行の少年の多くは家庭学校から父島修齊

学園に送られ、その後、3ヶ月に一便の硫黄島行き船に乗せられた。修齊学園は、父島に送られた少年が島の各地に分配されるまでの収容機関でもあった。

家庭学校では、生徒を父島修齊学園に転園させる他に、しばしば母島へ直接、委託している。「島行処分」の対象者の行くべき島の選択基準は、どうなっていたのであろうか？

東京控訴院判事三井久次は、「少年は修齊学園に年長者は家庭学校へ托して島に送る」⁶⁰と語る。東京控訴院から小笠原に行くべき年長者は、井之頭学校や修齊学園を介さず、家庭学校に託し、家庭学校から委託先に直接、送致されたい。母島への直接委託者は、感化法による入校者でなかったのかもしれない。執行猶予中の者、家族が北海道農場への入校を希望した新入生が、家庭学校から母島へ直接委託されたことがわかっている。執行猶予者は、刑事裁判の対象となる14歳以上である。また、入校相談にきた家族が、最初から家庭学校北海道農場への入校を求めた次の二例の内、一例は16歳であった(1917/7/14北439, 1919/8/10 東他1-34)。年長者が何歳以上を指すのか、また年齢や行動歴、入校経緯などによる行くべき島の相違は、日誌の記述だけでは明確には解し難い。

3. 委託先母島菊池太一郎

感化院生の小笠原送致は、家庭学校と井之頭学校、修齊学園の相互協力によって支えられた。これに対して、家庭学校が主導権を握る「処分」先が、母島沖村菊池太一郎(1866-1928)であった。次の事例は、継母が東京から北海道へ息子を送ろうとした記録である。

1917/7/14 靈南坂教会副牧師岩村清四郎氏ノ紹介ヲ以テ〇〇某女来校 其継子ノ十六才ナルガ不良行為ニ関シ来ラル。北海道ニ送りタキ希望ニ付其旨相談シ置ク。篠崎氏応。(北439)

この少年を家庭学校は母島菊池家に送り、継母はこれに対して「謝礼ノ為来校」(1917/7/29)した。『東京府管内社会事業施設概観』には、家庭学校の「委託生は大抵小笠原母島菊池太一郎方に在りて甘藷栽培に従事し其の手を経て連絡す」と記されている⁶¹。

1875年、母島の住人はモットレーの財産を相続したドイツ人フレデリック・ロフルス一家だけであったという⁶²。菊池太一郎は、そのロフルスの財産継承者であり島の「親方」的存在であった⁶³。菊池の1898年の甘藷作付面積は6000坪と母島の大地主ではないが⁶⁴、砂糖工場を経営する「財産家」であり村会議員でもあった⁶⁵。

1916年6月の侍従日根野要吉郎の小笠原及び八丈島視察⁶⁶の際には、菊池家は随行新聞記者4名の宿にあてられた。その時に宿泊した東京朝日新聞の記者近藤春夫は、沖村より二十余町の山道を上った地の菊池の砂糖工場を見学し、「工場には女や男が働いて居た。女は八丈島から来たもの、男は同じく八丈島の者、土地の者及び感化院の者が混つて居る」と報告している⁶⁷。

この菊池と家庭学校はどのようにして結ばれたのか。太一郎の娘菊池くに子は、次のように証言する⁶⁸。

明治四十二年東京裁判所判事(三井判事)の御紹介で社会事業家として有名な家庭学校長留岡幸助氏を知り留岡幸助氏より其の手に餘れる名家の青少年の教養を人格者たる父に依託するもの多く居りました。父は又よろこんで之に応じたのです。菊池家はあたかも一大感化院の観があったのです。父は小笠原島に家庭学校の分校建設を計画せしも不幸神経痛のため一時東京にて療養する事になり分校建設実現出来ざりし事はかえすがえすも残念に思います。

東京少年審判所初代所長となった三井久次(1875-1939)⁷⁰⁾は、霊南坂教会の信徒であり⁷⁰⁾、家庭学校の寄付者でもあった⁷⁰⁾。この三井を介して、修斉学園設立以前に、家庭学校と菊池太一郎が直接のルートで結ばれたというのである。菊池くに子は、父太一郎の墓に「家庭学校長留岡幸助と共に社会事業」を行ったと刻み⁷⁰⁾、他でも「家庭学校長留岡幸助と共に育英事業に当り「貴族院議員〇〇〇〇、〇〇侍医、子爵〇〇〇〇〇〇氏の子弟らを預って訓育に尽した」と繰り返し述べている⁷⁰⁾。そして、その最初が東京府代用感化院に家庭学校が指定された1909年であったと語るの⁷⁰⁾である。

家庭学校分校の母島誘致計画を確認することはできなかった。太一郎の名は、家庭学校の寄付者名簿にはみられない。留岡自身も菊池太一郎の名を語ることはほとんどなかった。ただ、1916年10月5日の家庭学校日誌には、太一郎が「生徒両三名送付ノ都合賜ハバ幸甚ノ旨申出」たと記されている。家庭学校の「難物」三人の「送付」は、太一郎にとって、労働力が供給される「幸甚」な事であった。

4. 小笠原送致生徒の帰京

徴兵年齢到達が、「委託」解除の契機となることがあった。1914年と1916年に、それぞれ硫黄島から帰京した記事がある。いずれも代用感化院に認定された1910年前後に巣鴨に在籍した生徒であった⁷⁰⁾。1909年に巣鴨の第三家族舎の成員であった前者(1909/7/13同156(1))は、「〇〇〇〇生(硫黄島石野氏農手)徴兵年齢ニ達シ、受験ノ為上京」(1914/8/30)と記されている。この生徒の渡島時期は不明であるが、後者については、次のような記事から5年以上、島で働いたことがわかる。

1916/2/2 (兄)〇〇〇〇氏〇〇〇〇徴兵ノ儀ニ就キ来談 (北439)

1916/8/15 小笠原嶋へ五年半遣はせし〇〇〇〇帰京(『留岡幸助日記』矯正協会刊4巻 p127)

しかし、徴兵年齢になるのを待たずに、家族から帰宅を求めることもあった。たとえば、1917年6月2日には、二人の生徒の家族が校長に子供の帰宅を請うている。

1917/6/2 小笠原菊池方送留〇〇〇〇ノ件ニ付同人父友人某来校 帰国方請求ヲナス。

〇〇〇〇ノ母来校〇〇〇〇帰京方ヲ請フ。校長面接、時期ノ尚早ナルヲ説論シテ帰
ラシム。(北439)

1917/9/3 〇〇〇〇氏方ニ労働中ノ男〇〇〇〇帰還方請求シ来ル。菊池氏へ直接交渉方談示置ク
(北439)

後者は、1916年9月「一家ヲ挙ゲテ品川駅ニ万里ノ別ヲ惜」しんだ母であった。二人の求めは校長によって即座に退けられた。そして、前者は、この三ヶ月後の9月3日、再び同じ要件で家庭学校を訪れた。この時、家庭学校では、菊池に直接交渉するように指示している。少年を送る際の家庭学校の主体的な姿勢は影を潜め、帰京の判断を家庭学校は委託先に委ねたのである。親が息子の様子をみに島に行くことはほとんど不可能であった。家族は、息子の帰りを遠くで待つほかなかった。

一方で、息子の帰京を拒む家族もいた。表9は、日誌(北439)にみられる少年Cの「排除」の記録である⁷⁰⁾。

1916年7月、北海道農場へ出発したCは、8月中旬より巣鴨本校に戻った。1916年10月に他の生徒の逃走事件に関係したこと以外に、渡島までの本人自身の事故記録はない。比

表9 家庭学校生徒Cの日記記載記事（東京から北海道・父島・母島へ）

年月日	事項
1916/7/14	篠崎氏ハCノ北海道渡道ヲ送ル為メ上野駅ニ赴カル
1916/8/21	〇〇氏来校
1916/8/22	C来ル数日間留置
1916/8/25	〇〇氏来校
1916/9/7	C生ノ父来校
1916/9/19	〇〇〇〇氏ヨリ夫人病氣危篤ニ付半日丈Cヲ帰シ呉レヨト電話アリ 即時訳ヲ話シテ帰宅看護セシム 八時頃帰校ス
1916/10/14	生徒〇〇〇〇兩名午後逃走セルモ〇〇ハ大谷氏ノ為ニ遠藤氏社ニ於テ補ヘラレ其ノ意ヲ果サス 〇〇〇〇C等皆連累ナリシモ先発者ノ補ヘラレシ為皆機ヲ失シ果サス 〇〇来校日浅ク再三逃走ヲ計リ情最モ重キモノアルヲ以テ神代姉ノ謹慎室ニ鎖錠ス 其ノ他ノ者ハダニ至リ何レモ小塩副校長ノ厳戒ヲ受ク
1917/1/29	C, 〇〇〇〇〇〇兩生渡島ニ付打合ノ事 篠崎氏東京府庁へ出張, 岡属ニ面会, 帰途〇〇会社ニ〇〇〇〇氏訪問 C生渡島ノ件ニ付談合
1917/1/30	予定ノ通朝九時篠崎中村二氏付添, C, 〇〇〇〇兩生ヲ小笠原島に送ル, 十一時横浜着二時発船せしむ 〇〇〇〇氏ハC生ヲ品川まで見送れり
1917/7/17	夜C父〇〇氏来訪
1917/7/29	C退園ノ儀野崎宏氏ヨリ内示有之タル趣ヲ以テ相談ノ為父〇〇氏来校。同生ヲ小笠原島菊池氏方へ委託ノ件ニ付学校ヨリモ同人へ依頼状ヲ遣ハス事トナル。
1917/8/19	昨夜小笠原菊池方ヨリ左記電報アリ。C肋膜炎出来ヌ此ノ船乗ル善キ乎否乎。十時迄ニ返待ス。「父ト相談ス ソレ迄待テ」ト返電シ, 〇〇〇〇氏ニ向ヒテ相談有旨召喚状ヲ発ス
1917/8/21	〇〇〇〇氏来校。篠崎氏応接。可成島地ニ在留保養セシメ度旨申出ゾ。同時ニ乗船夫ノ地出発セシヤ否ヤ照合電報ヲ発シ置ク
1917/8/24	C生東京着ヤ否ヤ問合セノ為〇〇〇〇会社ニ父〇〇氏訪問。C生ハ来着ノ様子ナシ
1917/8/26	母島沖村菊池太一郎氏上京。且C生ハ其俣島地へ留置オキタルニ付処分方ニ付問合書状アリ 学園橋本氏よりも同様通知アリ。C生ノ近状判明ニ付, 〇〇氏へ電話ヲ以テ其旨通知シ菊池氏ト会见ヲ促ガシ置ク
1917/9/1	菊池太一郎氏来校。C善後策ニ付キ協議。小塩, 篠崎両氏応接。
1917/9/9	〇〇〇〇氏来校。C生処分之件ニ付凝義。篠崎氏応接。野崎氏ニ托シ, 可成〇〇氏ノ意向ニ添フ方針ヲ取ラシム
1917/9/24	C生到底彼地ニ滞在方覚束無キ旨野崎氏ヨリ来書アリ。ソレニ付キ堂々タル天下ノ名流相集リ乍一人ノCヲ処分シ能ハストスレバ我々ニ於テ世話シテハ如何
1917/9/25	夜, 篠崎氏市ヶ谷町有馬方ニ菊池氏訪問。C生ノ件ニ付相談。当地へ引取ルヤ否ヤ小塩氏帰校ヲ待チテ回答ニ及フベキ旨, 申聞ケ, 且渡航者二名委託ス。氏ハ本便出発ヲ延期シ, 且青山穂田四へ移転セリ
1917/9/26	小塩氏ヨリ来電。「二件共承知委細文ニテ」
1917/9/26	夜C処分ノ件ニ付相談ノ為父〇〇氏来校。本朝接受セシ電報ノ意味ヲ以テ篠崎氏ヨリ談示置ク

注 1)「家庭学校日記」(北439)より抄録。

2) 生徒および家族等の氏名, 住所等を伏字〇およびCとした。

較的, 記録が詳しいこの日記の性格を考えると, 1月30日, Cが小笠原行きの船に乗せられたのは, 唐突な印象が否めない⁷⁰⁾。父島修齊学園への転園であった。

翌年7月末, 修齊学園園長野崎宏から退園の内示が父のもとに届いた。父は家庭学校に相談をもちかけ, その結果, Cは家庭学校から母島菊池太一郎に「委託」されることになった。Cの年齢は不明である。8月半ば過ぎ, 菊池から「C肋膜炎出来ヌ此ノ船乗ル善キヤ否ヤ」という電報が家庭学校に届く。これは, Cの治療方法を相談する電報ではない。「仕事出来ヌ」ことを報じ, Cを帰らせるか否かを尋ねたものであった。菊池にとって, Cは労働者であり, 養育対象ではなかった。

家庭学校は, Cの帰京の判断を父に委ねるべく, Cの即刻の帰京を留まらせた。家庭学校の電報も, Cの病状と治療の必要性を問い合わせるものではなかった。父親は, Cを手元に連れ戻し, Cの様子をみずからの目で確かめようとはせず「島地ニ在留保養」させることを望んだ。家族が小笠原を訪ねることはなかった。当時, 小笠原には医師が4人いた

が、家庭学校日誌の著者は、Cの病状にも治療の方法にも言及しない。菊池は上京し、家庭学校でCの近況を説明した。ここでも、家庭学校は父の意向を受け、Cを修斉学園園長野崎宏に託すことにした。家庭学校は、Cを小笠原に置いておくことに主体的な役割を果たすのであるが、Cを「戻す」ことについて積極的に振る舞わなかった。

しかし、野崎からも「滞在方覚束無キ旨」が伝えられる。Cは「排除」され続けていた。Cの治療は、菊池太一郎、修斉学園、家庭学校、父親からも「放棄」されてしまうのだろうか。

この最後の時になって、ようやく家庭学校の教師は、「堂々タル天下ノ名流相集リ乍一人のCヲ処シ能ハストスレハ我々ニ於テ世話シテハ如何」と重い腰をあげた。一旦、「放棄」した少年の面倒をもう一度みるという家庭学校の覚悟は、修斉学園と菊池太一郎と父親の三者の拒否なくして起こらなかったのかもしれない。

VI. おわりに

生徒を「分類」し処遇空間を「分化」させるという近代の感化教育の特徴は、ある場所からの「排除」を伴うものであった。懲治場が廃止された第二次感化法施行期、家庭学校の教育は、東京（本校）－北海道農場（分校）－小笠原・硫黄島（転園と委託）を繋いで展開した。他の感化院においても、国立武蔵野学院と小笠原および硫黄島諸島が、感化教育における「分類処遇」先となった。第二次感化法施行により感化院が背負い込んだ「困難」に対処するため、逃亡防止装置を否定した「開放処遇」の感化院は、絶海に囲まれた島を必要とした。

家庭学校は、繰り返し「逃亡」する「難物」の少年を直接、教育することを放棄し、島へ少年を送った。「難物」の「排除」によって、手元に残る生徒の教育の「安定」と「充実」が図られた。つまり、島への「排除」を不可分の構成要素として、本校と北海道農場における家庭学校の教育が存在したのである。

北海道農場への家庭学校生の移動は、「難物」の「排除」策ではなかった。北海道農場は、家庭学校の教職員が直接、生徒を教育する場であった。時には、農場の「見習」として卒業させ、また「小作」として「独立」させることで、家庭学校は生徒に「独立自営の地位」を与えようとした。

島で用意されたのは、「家庭制度」を採る修斉学園であり、「家族と同一」を謳う「委託」農家であった。島は、少年に「天然の感化力」による教育と「独立自営の地位」を提供すると吹聴された。管見の限り、留岡幸助は、一度も小笠原に行ったことがない。教頭篠崎篤三が初めて小笠原に行ったのは、1921年であった。篠崎は、「人のみを送った船にいよいよ自身乗込む事になったのも妙な因縁¹⁰⁾と語っている。小笠原が、どれ程、遠く、そこでどんな仕事を、誰と一緒にいかなる条件とするのか、「委託」先の家庭の雰囲気はどんなものか、校長も教頭も副校長も人伝に知っただけではなかったか。4日以上の間と10円以上の交通費をかけて、小笠原を訪れた家族の記録はない。島送りには積極的な家庭学校は、少年の帰京には消極的であった。

家族からも、家庭学校からも「排除」された少年を、島が受け入れた。ただし、少年の存在自体をではない。安価な労働力を囑望したのであった。だから、病に伏した時、少年は再び「排除」された。

少年は、みずからの帰京を受け入れてくれる人を待つしか帰る術がなかった。家庭学校

から「逃走」を試みなければならなかった彼の事情は、「島行処分」で解決されたとは思われない。家庭学校における感化教育の構造が、島を必要としたのである。

第三次感化法施行後、拘禁機能のある矯正院の開設、感化院の収容年齢の引き下げ、修斉学園の開鎖と、感化院を巡る状況は大きく変化する。家庭学校北海道分校は道庁の代用感化院に指定され、家庭学校茅ヶ崎分校も開設される。この第三次感化法施行期における家庭学校の生徒の動態の検討については、別の機会に譲りたい。

注

- 1) 室田保夫『留岡幸助の研究』1998年 不二出版、村山幸輝「留岡幸助と家庭学校」『四国学院大学論集』63号 1986年7月 四国学院大学、滝内大三「留岡幸助の教育観—巣鴨家庭学校の実践を中心に—」『大経大論集』145号、146号 1982年 大阪経済大学、土井洋一「家庭学校史研究ノート—巣鴨家庭学校を中心に—」『社会事業史研究』2号 1974年 社会事業史研究会、田澤薫『留岡幸助と感化教育 思想と実践』1999年 勁草書房など。
- 2) 小林仁美「感化教育・教護教育史における留岡幸助と家庭学校の意義」『日本の教育史学 教育史学会紀要』第33集 1990年10月 教育史学会
- 3) 二井仁美「家庭学校における生徒の入校の様相—第一次改正『感化法』施行期(1909-1922)を中心に—」『大阪教育大学紀要 教育科学編』44巻2号 1996年3月 大阪教育大学
- 4) 刑法施行法は特別法制定までの臨機の処置として、刑法施行後も懲治場留置の執行は従前通りとし、司法大臣によって懲治場留置を解き感化院に入院させることができると定めた。なお、第二次感化法は、感化院の入院年齢を18歳未満に引き上げ、「不良行為ヲ為シ又ハ不良行為ヲ為スノ虞アリ」かつ適当な親権者がいない者・親権者または後見人から入院願いがあった者で、地方長官が入院の必要を認めた者、裁判所より懲戒場に入るべき者を対象とした（『少年矯正の近代的展開』1984年 矯正協会）。
- 5) 小林仁美「家庭学校と小塩塾に関する考察—感化教育における『家庭』と『学校』—」『教育学研究』第58巻2号 1991年6月 日本教育学会
- 6) 「[錦古里忠次日誌]生徒観察録」同志社大学人文科学研究所蔵マイクロフィルム(原本北海道家庭学校所蔵 留岡幸助手帖 156-(3))
- 7) 前掲二井仁美
- 8) 藤井常文「東京府立小笠原修斉学園史—拓殖政策推進の『尖兵』となった感化院生たち—」『東京都高等保育学院紀要』15号 1995年3月 東京都高等保育学院 この論文は、東京府立感化院修斉学園に留岡幸助の旧知野崎宏(後に二代目園長)、元家庭学校教師西村茂次・しげの夫妻、元家庭学校看護婦橋本(旧姓吉田)直子とその夫橋本静が職員として赴任したことや、その修斉学園で「家庭学校方式に倣った家族小舎制」が採用されたことなど、留岡幸助が修斉学園設立に関与したことについて論じた興味深い研究である。
- 9) 1899年に東京巣鴨に設立された家庭学校本校は、1935年に高井戸に移転し、現在、社会福祉法人東京家庭学校として、児童養護施設東京家庭学校、上水保育園、光ホームを経営している。また、1914年に開設された家庭学校北海道農場(分校)は、1968年に本校より独立し、現在、児童自立支援施設北海道家庭学校となっている。留岡幸助の校長在任中(1899-1933)は、本校と北海道農場、茅ヶ崎分校で記載された学校日誌は、それぞれに複本を二部作成し、相互に交換されていた。このため、北海道家庭学校にも東京家庭学校にも、本校、北海道農場(分校)、茅ヶ崎分校の日誌が残されていると考えられる。しかし、これまでの調査では、第二次感化法施行期のもととしては、表1以外の日誌は未見である。おそらくは、建物の建て替え等の際に散逸したものと推察される。
- 10) 北海道家庭学校所蔵文書については、筆者と森田芳雄氏、北海道家庭学校との共同により目録作成作業を遂行中である。本稿で用いる日誌類は、現時点で目録に入力されたもののみである。日誌類の表題については、各整理者の付与した表題を尊重しつつ、筆者の判断で一部、画括弧〔 〕

を付与し説明を施した。また、日誌を利用する場合は、生徒や卒業生、その家族および縁者等、プライバシーを保護すべきと考える者の氏名・住所等を伏せ字とし「〇〇」で示した。引用記事の日付は、引用符の後の括弧()内に記し、典拠は表1の所蔵機関名と番号によって示した。

- 11) 宮野誠編『萩山実務学校五十年史』1951年 東京都立萩山実務学校 p99
- 12) 東京府編『東京府史 行政編』1937年 東京府
- 13) 前掲藤井常文
- 14) 無髭子「論説 養育院感化部の過去及将来」『東京市養育院月報』第8号 1901年10月25日
- 15) 留岡幸助「感化院に就いて」『聖書之研究』13号 1901年9月(同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集』1978年 同朋舎 第1巻 p646) なお、留岡は『家庭学校』(1901年6月 警醒社)、「感化教育」(『社会』3巻6号 1901年6月)においては、将来の感化事業の候補地として北海道のみを挙げている。
- 16) 留岡は「普通の人間でも人の顔を見れば気がクサクサして却て不快を感ずることが往々ある。そんな時に独り杖を曳て自然の野原に囁けば精神が非常に爽快となる。これは即天然教育」と説明する(前掲「感化院に就いて」)。
- 17) 前掲『家庭学校』。The Children's Aid Society 編 “The Emigration of Homeless Children to the Country. Its Emigration or Placing Out System and its Results.” 1910年 The Children's Aid Society(東京家庭学校所蔵)参照。なお、井野瀬久美恵によれば、「見捨てられた子ども達に暖かい家庭を」という博愛主義の謳い文句のもとでなされた大英帝国の「救貧としての子ども移民」は、「国内に放置すれば犯罪者になりかねない貧困の子どもたちを国外に安く“処分”する手段であった(井野瀬久美恵「ヴィクトリア朝フィランソロビーの陥穽—子ども移民」『英語青年』141巻6号 1995年9月 研究社、「帝国のレディは植民地へ向かう世紀末イギリスの女性移民と子ども移民(上)(下)」『へるめす』43号, 44号 1999年5月, 7月 岩波書店)。井野瀬の指摘する側面は、感化院生の小笠原送致の場合にも共通すると考える。
- 18) 山方石之助『小笠原島志』1906年 東陽堂, 田中弘之『幕末の小笠原』1997年, 中央公論社
- 19) 岡弘毅「修斉学園の現状」原胤昭編『慈善』3篇2号 1911年10月 中央慈善協会
- 20) 『修斉学紀要(第二回)』p7 1916年7月 小笠原修斉学園 国立国会図書館蔵
- 21) 『東京府管内社会事業施設概観第三輯管内児童保護施設ノ部』東京府社会事業協会 1923年
- 22) 前掲『修斉学園紀要(第二回)』p7
- 23) 委託生の賃金については前掲岡弘毅に記載。
- 24) 前掲『修斉学園紀要(第二回)』p64-65
- 25) 前掲『修斉学園紀要(第二回)』p63
- 26) 筆者による池田実, 沖山昭一, 菊池良行氏への聞き取り調査(1998年9月)。石井良則による島民聞き取り調査にもとづく論考丸山聖一「小笠原修斉学園のことなど」(『笠島研究』第3号 南洋小笠原歴史研究会 1996年3月)には、元島民V氏書簡, X氏書簡などで感化院生徒のおかれた状況が叙述されている。
- 27) 「委託生身体検査ノ為メ医師囑託ニ関スル件稟申」『大正三年地方行政雑件』東京都立公文書館蔵
- 28) 前掲藤井 p5
- 29) 以下、典拠は表1中の当該時期の日誌による。日誌中の記載日を「1909/1/1」と省略した。
- 30) 家庭学校編『家庭学校回顧十年』1909年 家庭学校 p48
- 31) 『家庭学校』(『留岡幸助著作集』第一巻 p600)。続けて「本校は愛を以て墻壁と為すものなるが故に、生徒の逃亡を禦くが如き設備一もあることなし。彼等にして逃亡せんと欲せば、容易く逃亡するを得べし。然るに彼等が他の感化院に於けるが如く逃亡せざる所以は、何のものが校内に彼等を引き着け得るの力あり、家庭組織の中に逃亡するよりも寧ろ止まるは我が益なりとの考彼等の内にあるが為なり」と論じられている。
- 32) 家庭学校では、「育英事業」として外部の学校に通う学生に宿舍を提供する思斉塾が作られた。ここで問題にされている「通学生」が思斉塾の生徒であるかどうかは未確認である。
- 33) この対処のある生徒は「家庭学校ニ来テヨクナルベキニ、返テ悪シクナル。誰一人善き人となつ

て出て行ったものがない。いづれも退校セラルモノノミダ」(10/12)と語った。家庭学校が東京府代用感化院の認定を受けようとしていた頃、校内では以前よりも多くの「問題」に直面していたのである。

- 34) 『大正四年二月 公認汽車汽船旅行案内』1915年 p21 庚寅新誌社交益社博文館三社合同刊
- 35) 留岡幸助「逃走の予防」『人道』151号 1917年11月 逃亡の予防について、留岡幸助は、「境遇による予防」の他、「第二、家族制度による予防、第三、注意による予防、第四、強制による予防」を挙げ、強制による予防は、生徒と教師保母の関係が「敵味方の関係」となるため相互の信頼関係はなく、「逃亡を防ぐことの出来ぬのみならず、生徒を感化する上に於て甚だ有害」と記している。
- 36) 北157 1922年6月9日に家族長の部屋より14円余を「窃取逃走」し25日に発見され学校に戻った生徒が、9月5日に再び「逃走」し二日後、警察に保護され、引き取りにいった教師によってそのまま北海道農場へ連れて行かれた。
- 37) 花島政三郎「北海道家庭学校六十年の歩みとその再検討」『ひとむれ 教育特集号』411号 1976年9月 北海道家庭学校 p121 最初の生徒数について、花島は、『留岡幸助古稀記念論文集』には、鈴木良吉が一九一四年(大正三年)五月に生徒三人を連れて先発として来ていることになっているが、生徒名簿を調べる限り、一九一四年五月の入校は一人である」と記していた。しかし、日誌に記載された生徒名は鈴木の回想のとおり最初の記録から3名であり、花島の依拠した「生徒名簿」の記載事項とは異なる。
- 38) 『大正三年七月以降本校日誌倒**綴』(北20)の記載内容から生徒と思われる者を数えた。ただし、『殖民公報』86号(1915年9月)によると、9名の生徒と記されている。また、日誌から算出した移動数を示す表では、1915年には『家庭学校五十年小史』の統計よりも多くの生徒が東京から移動したことになる。
- 39) この内、一方の生徒だけが北海道行きを許可された。
- 40) 前掲花島政三郎 p79
- 41) 前掲土井洋一 p20
- 42) なお、『大正四年三月中諸費支払=関スル書類』(北海道家庭学校所蔵 資料番号8. 以下「北8」等と略)『大正四年七月分諸費=関スル書類』(北12)によると、途中から教師夫妻の給与は一括して夫名義で支給されるようになり、鈴木良吉の場合、10円が夫、5円が妻の給与に相当した。見習給与予算100円に対する7円50銭12ヶ月分の差額が賞与であったかどうかは未確認である。
- 43) 『大正四年四月中諸費支払=関スル書類』(北9) この1円は学校でまとめて貯金していた可能性が高い。
- 44) 『NOTE BOOK ○○見習通<大正四、五年出納帳>』(北344), 『NOTE BOOK ○○○<大正四、五年出納帳>』(北337)
- 45) 北海道慈善協会『北海道感化救済事業要覧』1917年9月刊 p15 「農場創設以来収容したものの総数二十五名内退場者八名 卒業後農業見習生として在場せる者三名 他の十四名は現在教養中」との記載もある。
- 46) 「大正五年五月二十三日理事会報告書」『大正五年財団法人書類理事会関係書類』東京家庭学校所蔵
- 47) 「家庭学校農場土地貸借規定」(北755)
- 48) 青木紀「感化教育事業実践と新農村建設-北海道家庭学校の小作制農場-」『北大教育学部紀要』58号 北海道大学教育学部 1992年
- 49) 米村喜男衛『北見郷土史話』1933年 北見郷土研究会 p98
- 50) 「女満別(五万分一地形図斜里十三号) 仮製版」1925年7月 大日本帝国陸地測量部
- 51) 留岡幸助「渡道通信 天涯到る所知己」『人道』113号 1914年9月15日 p13 この他、サナブチの土地の払い下げにあたっては、田中敬造、道庁拓殖部長西村保吉(1865-不詳)や道庁農業技手加藤木次(1886-不詳)が関係した。なお、田中と古川は共に京都出身で網走外三郡物産共進会の寄付人名簿に名を連ねている(『網走外三郡物産共進会報告』網走三郡物産共進会残務取扱事

務所 1917年)

- 52) 北441 古川専太郎の死後、古川専一郎がその事業を継承した。
- 53) 前掲青木紀
- 54) 『留岡幸助日記』第4巻 p177
- 55) 「謹慎室」の実態はよくわからないが、『家庭学校日誌』には「謹慎室に鎖錠」という表現もあり、鎖で逃げないようにしたこともあったと考えられる。
- 56) 前掲『大正四年二月公認汽車汽船旅行案内』によると、横浜から小笠原への定期船は、1, 3, 6, 12月の年4回、臨時に硫黄島へ向かった。小笠原海運株式会社『小笠原航路前史』1991年 小笠原海運株式会社
- 57) 斯道学園『大正五年度日誌』『大正六年度日誌』『大正七年度日誌』『大正八年度日誌』(香川県立斯道学園蔵)、武蔵野学院『自大正九年九月至同十三年三月教務日誌』『大正十年四月ヨリ至同十一年三月教務日誌』(武蔵野学院蔵)によると、小笠原へ送致された生徒の「逃走」記事は他生に比較して際だっている。1919年設立の武蔵野学院は「特に性行不良」の少年を対象として設立されたため、他の地方感化院において教育に苦慮した生徒の受入先であった。その武蔵野学院からの小笠原への委託生記録によると、小笠原に送致される少年に事故が多かったことが記されている。たとえば、元家庭学校教師田村亀四郎(旧姓吉川)が園長を勤める香川県立感化院斯道学園で、再三の逃亡の後、武蔵野学院に転院となったある少年は、武蔵野学院からも繰り返し逃亡し、最終的に小笠原に「委託」されている。なお、村岡菊三郎を院長とする千葉県立感化院生実学校からも硫黄島へ生徒が送られている(「感化院長会議」『留岡幸助日記』第4巻)。
- 58) 前掲『萩山実務学校五十年史』p91
- 59) 近藤春男『小笠原及八丈記』1917年11月 東洋タイムス社 p9
- 60) 辻友衛『小笠原歴史日記』1995年 近代文藝社
- 61) 小塩高恒「収容せられたる不良少年」『人道』145号 1917年5月15日 人道社
- 62) 「〔留岡幸助手帖〕無題」同志社大学人文科学研究所蔵マイクロフィルム(原本北海道家庭学校所蔵 留岡幸助手帖261)
- 63) 前掲『東京府管内社会事業施設概観第三輯管内児童保護施設ノ部』p366
- 64) 前掲『幕末の小笠原』p248
- 65) 瀬川清子「南の婦人 小笠原島(昭和六年)」『村の女たち』1970年 未来社刊 p283 太一郎の母おそよは、ロフルスと結婚している。
- 66) 『小笠原島視察復命書』1898年 小笠原教育委員会蔵 母島の甘藷作付面積は、菊池儀兵衛35000坪、浅沼彦太郎30000坪、森岡佐吉25000坪、横田玉三郎20000坪であり、太一郎の土地は、大きくはない。母島出身の吉田ちやによると、島人が力を有する存在を指す「ジガミ」と太一郎を呼んでいたのは、太一郎が大地主折田家の農地管理を任されていたためという(1995年7月証言)。
- 67) 奥山軍平『未開の楽園 BONIN ISLANDS 小笠原』私家版 刊行年不明
- 68) 一行は、侍従日根野要吉郎、宮内属齋藤久次、東京府内務部長東園基光、東京府農事試験場技師鈴木孝太、東京府属宮城榮三郎・大橋長行・林利蔵・鈴木榮一郎、農商務省技師堀正太郎、報知新聞記者寺田健蔵、東京日々新聞記者大野幸蔵、東京朝日新聞記者近藤春夫、萬朝報記者伊藤理基、東京府技師前田床五郎(但、前田は八丈島迄)。母島の宿は3軒であった。近藤春男『小笠原及八丈記』1917年11月 東洋タイムス社
- 69) 前掲近藤著P381 太一郎の工場にいた彼らの状況についての当時の記録はほかにみあたらない。
- 70) 菊池くに子「父母の思い出」母島小中学校郷土誌委員会編『郷土学習資料』1973年 小笠原村教育委員会蔵 この回想記は『郷土学習資料』の最終頁に収められており、「浅沼二郎氏より借用して写筆したものである。原本はタイプ印刷をしたものであった。東京都小笠原村立母島小中学校」という注記がされていた。
- 71) 『職員録』(大蔵省印刷局刊 1910年)によると、当時、三井は、「東京控訴院判事5等6級 従六位」であった。三井に関しては、「帝国法曹大観」1915年帝国法曹大観編纂会刊(『日本法曹界人物事典』第一巻 ゆまに書房 1995年所収)、坂田仁「少年審判官 三井久次」(『家庭裁判月報』

- 24巻2号 1972年2月 最高裁判所事務総局), 貝出寿美子『女性少年保護司第一号の歩み 藤井琴とその師友』1986年 キリスト新聞社)を参照。
- 72) 三井は、判事となった1900年、前橋組合教会で堀貞一より受洗し、1902年に霊南坂教会へ転入会し、その後、「三七年間、執事・評議員・財団法人理事などの役職のほかに日曜学校教師」として働いた(霊南坂教会『霊南坂教会一〇〇年史』1979年 霊南坂教会 p266)。後述のように、北海道農場への入校を希望し、結果的に入校後、母島の菊池太一郎宅に送られた生徒は、1916年7月に霊南坂教会副牧師兼宗教教育主任に就任した岩村清四郎による紹介であった。
- 73) 『家庭学校』1901年 家庭学校
- 74) 小笠原母島沖村墓地 「菊池家之墓」碑文 1973年9月1日 菊池くに子建之 墓碑の存在について大関栄作の教示を得た。
- 75) 菊池くに子「母島への先駆 両親を偲ぶ」『小笠原』52号 p3 1976年3月25日 小笠原協会編集発行(小笠原協会蔵)
- 76) 1916年8月には「小笠原島へ五年半遣はせし」生徒が帰京しており、1911年に預けた生徒がいたことがわかる(留岡幸助 1916年8月15日記事『留岡幸助日記』4巻 p128)。
- 77) 前者は、第二家族舎から逃走し、危うく代用感化院専用寮第四家族舎に入れられそうになった生徒であった。代用感化院生ではなかったこの少年は、15歳を過ぎてから島へ渡っている。
- 78) 当該時期の北海道農場の日誌に、Cのサナブチ到着の記事はみいだせない。
- 79) せいぜい、1月27日に、千葉県立生実学校村岡菊三郎が家庭学校において「南島に関する講演」をおこない、その翌日、家庭学校教師篠崎篤三が「渡島生徒の件」で東京府を訪問したということが直前の主たる動きであった。
- 80) 篠崎篤三「蓬萊記」『人道』187号 1922年1月15日 人道社 p11

The Placing Out System of the Family School, 'Katei-Gakkō';
in 1908-1922
— The Students Transferred from Tokyo to Hokkaidō,
Ogasawara and Iōtō —

Hitomi Nii

*Department of School Education, Osaka Kyoiku University, Kashiwara,
Osaka 582-8582, Japan*

In this Paper, I described the emigration or placing out system of the Family School, 'Katei-Gakkō', under the second Reform School Act, 'Kanka-ho', from 1908 to 1922.

Some of the boys, who entered to the Family School in Sugamo, Tokyo, were placed in the Family School Farm in Hokkaido. And some of them were transferred to 'Shusaigakuen', the Reform School constituted in Chichi-jima, Ogasawara Island by Tokyo-fu, and some of them were placed in Taichiro Kikuchi's home in Hahajima, Ogasawara Island.

The boys in the Farm in Hokkaido were expected their growth in the nature, some of them were employed as the farmers in the Family School Farm or in the Furukawa Farm in Memanbetu.

Frequency, part of boys, whose conducts were a great distress to their teacher, were placed far beyond the sea. The boys were given preliminary training in the Shusaigakuen. The Shusaigakuen was the agent that had previously passed upon the character and fitness of all applicants desiring to take the boys into their homes. After the boys were placed, the Shusaigakuen inspected the homes. But, its supervision was not complete.

The boys in Hahajima were also treated as laborers. Therefore, when a boy became sick, Kikuchi and Shusaigakuen wanted to get him home. However, his father didn't want it, and the Family School supported his hope. The boy was excluded.

Key Words: the reform school act (Kanka-hō), the family school (Katei-Gakkō)
Hokkaidō, Ogasawara,
History of the education for the juvenile delinquents